

指定宗教法人の清算に係る指針検討会（第2回）議事要旨

1. 検討会の概要

○ 日 時 : 令和7年6月27日（金）10:00～11:30

○ 場 所 : 文部科学省旧庁舎6階第2講堂

○ 出席者 :

【委 員】 荒井委員、井田委員、釜井委員、北居委員、小島委員、佐原委員、宍野委員、道家委員、戸松委員、富永委員、中山委員、山本委員

【オブザーバー】 法務省大臣官房司法法制部関係官

【事務局】 森田文化庁次長、小林文化庁審議官、塩原文化戦略官、山田文化庁宗務課長 ほか関係官

2. 議事概要

（1）委員間の意見交換

資料1（以下「骨子案」という。）について事務局より説明があり、その後に委員間で意見交換（提出委員からの資料2について説明を含む。）がなされた。その際、次のような意見があった。

○ 信教の自由に配慮するにしても、清算業務の実施が優先されることを明示すべきと考えており、骨子案は取り入れられた形となっている。

また、被害救済を広げるための指針であるべきであり、特定不法行為等に限らない被害があること、被害者の精神的被害に寄り添うこと、古い被害についても調査すべきことを明示いただきたいところ、「誠実さをもって被害の回復を図り、出来る限りの努力をもって実現することを原則的な立場」とする骨子案は、これらを意識したものと理解している。

一方、調査妨害に関し、清算人が警察にも協力要請できることを記載してほしい。

また、残余財産の引渡しについて、帰属権利者が清算人と同一視できるような事情のあるときは、解散命令が元も子もないように思われ、その場合には残余財産の引渡しを行わないことができる記述を設けてほしい。

○ 1人の被害者も取りこぼさない配慮をして清算を進めるべきことが第一義であり、被害申告に時間のかかる被害者も含めて十分な対応をするべきとの意見に賛同する。一方、残余財産の引渡しについての意見は、法改正が必要で、そうだとすると別の場で宗教家の意見を十分に聞く必要がある。

○ 調査妨害について警察に協力を求める記載の充実を図る意見に賛同する。清算人が一番困るのは、初日に施設に入れるかどうか。その辺りから苦勞する。

一方、残余財産の引渡しを行わないこともできるのではないかとの意見は、清算人がそのような対応をとった場合は帰属権利者から引渡しを求める訴訟が起こされるのみならず、清算人個人にも損害賠償を請求されることになり、指針と板挟みになる。指針に記載することは困難ではないか。

- 指針は一つの意見であり、最終的には清算人が判断し、管轄裁判所が許容するかどうかを判断することとなるため、あまり具体的に書き込み過ぎてしまうと、清算業務の足かせになってしまいかねない。そういった視点から考えると、残余財産の帰属権利者への引渡しを拒否できる場合を書くことには抵抗感がある。また、清算人にとっては直ちに巨額の損賠賠償訴訟を想定せざるを得ない、という現実の問題もある。

なお、これに関連して骨子案の記載中「許容される」といった表現は、裁判所が許容すべきとも読み取れるため、表現を整えるべきである。指針の内容についても、あまり細かいことを書き込むと、実際の清算にあたって指針の内容と対立する場合が生じうる点に気をつけるべきである。

- 信教の自由はセンシティブなものであり、信者個人の一般的な宗教活動に対する配慮について記載する骨子案の方向性を評価している。残余財産については、清算期間を長くすることにより、結果としてなるべく帰属権利者に渡らないように出来ればいいが、渡さないというのは踏み込み過ぎている。
- 被害者救済のためには、宗教者だけでなく、清算人もまた、被害者に寄り添って対応を進めることが重要である。
- 第1回検討会で意見があったとおり、指定宗教法人の清算人は、一定の公共的な役割を果たすことになる。骨子案の「被害者を救済するという単なる財産整理に留まらない目的も持つことを踏まえた対応をすることが適当である」とする箇所は、このような清算人の役割を盛り込んだ表現とすることが適当である。指針上位置づけることで、清算人が清算業務を進める際にも、公的機関等の協力を得やすくなるのではないかな。
- 各論部分に記載はあるが、重要な考え方であるので、総論的な「債務の弁済等の基本的な考え方」にも、債務の弁済を終えていないうちに清算法人の財産の全てを帰属権利者に引き渡すことは適当でないことを記載すべきである。
- 骨子案の「清算の目的の範囲内で信教の自由に配慮しつつ」との表現は、優先順位の表現と読み取りにくいいため、「清算に支障のない範囲内で」といった形に表現を整理するべきである。
- この指針は一般的な指針であって、特定された個別の事件について裁判所を拘束するような性質のものではないことは明確にしておくべきである。他方で、指針は法所管省庁の「一問一答」に類似する性質のものであり、読み手の必要に応じて、一定の具体性も求められる。
- 債権者の掘り起こしに有効であるので、骨子案中の能動的な債務調査に係る記述において、被害者に対する債権申出のための説明会の開催も追加するべきである。

また、証拠の認定に当たっては、過度に厳格な認定になると支障を生じ得るため、一定の柔軟な対応が、この種の損害賠償には必要となるのではないかと考えられる。

- 近時の大型損害賠償事件では、債務に係る消滅時効を援用しない方針を採用している事例もあり、時効の援用や除斥期間の主張を清算人がするに当たっては、信義則といった基本的な法の要請を踏まえて、ある程度柔軟な対応を検討することも考えられる。

かなり極端な事件ではあったが、昨年の最高裁判所大法廷判決で、除斥期間であっても主張することが必要であり、権利濫用や信義則で認められないことがあるとした裁判例があることは考慮の余地がある。

時効の援用、除斥期間の主張については、いくつかの記載のレベルが考えられ、すべきではないと一般的に書くのは相当に慎重な検討を要すると考えるが、清算人がそのように判断することが善管注意義務違反に当たらない場合があるといった記載ぶりは検討の余地があるのではない。清算人の判断の手助けになるような形で、何らかの記載を検討すべきである。

- 被害者の債権の申出に当たって、弁護士の利用を躊躇することないように、弁護士費用が賠償の対象となる旨、弁償基準に明記し、一般に周知することが必要ではないか。専門家が立証を支援することが円滑な清算事務にもつながるため、指針に盛り込むことを検討するべきである。